小田原市監査委員公表第12号 平成27年12月28日

小田原市監査委員 岡本 重 治 小田原市監査委員 井上 久嘉 小田原市監査委員 鈴木 紀雄

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成27年6月26日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	行政財産の目的外使用料の歳入科目 を財産運用収入としていた。(地域安全 課)	当該目的外使用料の歳入科目については、財産運用収入から総務使用料へ改めた。今後は、収入の際、歳入科目をきちんと確認し、適正な事務の執行を行う。
2	規則で定める占用料の徴収時期である占用の許可の日に徴収を行っていなかった。(水産海浜課)	年度ごとに許可の切替え時において、 規則上の徴収時期の規定が制度運用の 実態と乖離していたことから、今回のよ うな事態を招いてしまった。 このため、総務課と調整を行い、無理 のない徴収時期を設定するための規則 改正を行う予定である。
3	行政財産の目的外使用料の納付期限 について、条例で定める範囲を超えて 設定していたものや、設定のないもの が見受けられた。(地域安全課、戸籍住 民課、文化財課、水産海浜課)	行政財産の用途又は目的を妨げない 限度における使用に係る使用料に関す る条例について確認を徹底するととも に、再発防止に努める。

小田原市監査委員公表第4号 平成28年3月30日

小田原市監査委員 岡本 重 治 小田原市監査委員 井上 久嘉 小田原市監査委員 鈴木 紀雄

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成27年12月28日付け監査第50号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措 置 状 況
1	契約書の消費税及び地方消費税の額	当該契約書については、直ちに作成し
	の記載欄に誤った金額が記載されてい	直した。
	るものが見受けられた。(高齢介護課)	今後は、契約事務に細心の注意を払
		い、記載誤りのないよう再確認を行い、
		適正な事務を執行していく。
2	施設管理の所管換えにおいて、規則	財産規則に則り、速やかに書面にて引
	で定める財産の引継ぎが、行われてい	継ぎを行った。
	なかった。(高齢介護課)	今後は、条例・規則等を確認し、事務
		処理に漏れのないよう適正な事務を執
		行していく。
3	行政財産の目的外使用料の減免が通	事務の執行にあたっては、関係法令等
	達で定められた部長ではなく課長で決	についての確認を徹底するとともに、確
	裁されていた。(地域政策課)	認すべき条例や通達等のチェック欄を
		設けた行政財産の目的外使用許可状況
		一覧を作成し、今後の誤謬防止を図る。

 小田原市監査委員
 岡 本 重 治

 小田原市監査委員
 数 馬 勝

 小田原市監査委員
 大 川 裕

監査結果に基づき市長等が講じた措置の公表

平成28年3月29日付け監査第67号の監査結果に基づき市長及び選挙管理委員会が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措 置 状 況
1	非常勤特別職に相当すると思われる	産業医を非常勤特別職に位置づけ、平
	職に対して、勤務に対する対価を報酬	成29年度当初予算編成時において、当
	ではなく報償費で支出していた。(職員	該支出費目を報酬として予算要求する。
	課・教育指導課)	部活動地域指導者は、委嘱状を交付す
		るという事務誤りをしており、平成28
		年度からは委嘱状は交付せず、部活動顧
		問の協力者としての依頼をする方法に
		改める。
		特別支援教育相談室心理相談員につ
		いては、平成29年度予算概算要求の段
		階から見直し、非常勤特別職職員として
		委嘱するよう変更する。
2	臨時的職員の任用について、任用時	前段については、臨時的任用職員を多
	の決裁に添付する被雇用者の履歴書や	く雇用している所管との意見交換を踏
	通勤届に不備がある事例が複数の課で	まえ、事務改善が過重な負担とならない
	見受けられたので、適切に事務を執行	よう調整し、平成28年度秋を目途に対
	されたい。	応を図る。
	また、「小田原市職員の給与に関する	後段の「小田原市職員の給与に関する
	条例施行規則」及び「臨時的任用職員	条例施行規則」及び「臨時的任用職員の
	の任用、勤務条件等に関する取扱要綱」	任用、勤務条件等に関する取扱要綱」の
	の条文において、引用した「小田原市	条ズレについては、改正済み。

		Г
	職員の給与に関する条例」の条ズレが	
	見受けられたので、適切な対応を図ら	
	れたい。(職員課)	
3	補助金交付事務について、交付申請	補助金交付申請団体に対し補助金交
	書が要綱で定める提出期限を過ぎて提	付要綱の内容を改めて説明を行い、特に
	出されているものがあった。(文化政策	交付申請書類については提出期限を厳
	課)	守するよう指導を行った。また、補助金
		交付に当たっては複数の職員で書類審
		査を行い、適正な事務の執行に努める。
4	未来へつながる学校づくり推進事業	申請者と決定通知書のあて名とは同
	において、申請者と決定通知書のあて	一の団体であるにも関わらず、あて名の
	名が違っていたり、計画書を提出日が	記載誤りがあった点、計画書の提出日が
	空欄のまま受理したりしているなど、	空欄のまま受理されるなど事務の不備
	不適切な事務手続きを行っていた。(教	があった点について、ただちに修正し
	育指導課)	た。平成28年度からは、複数名で申請
		書、計画書、決定通知書を確認するなど
		- チェック体制を強化していく。
5	労働者派遣契約において、契約約款	今後は、契約条項の確認を徹底し、契
	で定めている個別契約書の締結を行っ	約条項に則った適正な契約事務の執行
	ていなかった。(選挙管理委員会事務	に努める。
	局)	

小田原市監査委員公表第6号 平成29年5月26日

 小田原市監査委員
 岡本重治

 小田原市監査委員
 数馬

 ・田原市監査委員
 株村正彦

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成28年3月29日付け監査第67号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措 置 状 況
1	道路及び水路占用料について、条例	督促について、納期限後30日以内に
	で定める期限内に督促状を発してい	督促状を発していたが、納期限後20日
	なかった。(土木管理課)	以内に督促状を発するよう改善した。